

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

次のとおり簡易公募型指名競争入札（事後審査型）に付します。

令和6年5月9日

飯能市長 新井重治

1 工事の概要

- (1) 工事名 岩沢北部地区双柳岩沢線道路整備工事（その2）
- (2) 工事場所 岩沢北部土地区画整理事業地内外
- (3) 工事概要 工事延長 L=167m、幅員 W=12.0~15.5m
土工一式、構造物撤去工一式、地盤改良工一式、車道舗装工 A=1,298m²、
歩道舗装工 A=584m²、排水構造物工 L=265m、縁石工 L=574m、
区画線工一式、道路付属施設工一式
- (4) 工期 令和6年6月上旬から令和6年12月下旬まで
- (5) 入札手続 本工事は、申請、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 技術的適性を確認する対象者

- (1) 令和5・6年度の飯能市建設工事請負等競争入札参加者名簿（土木工事業の業種登録のある者に限る。）に登録されている者で、本件入札の周知の日から開札日までの期間において次のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 飯能市建設工事の請負等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成12年告示第25号）第2条の規定により指名停止の措置を受けている者
 - ③ 飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の規定により指名除外の措置を受けている期間中である者
- (2) 本件入札の周知の日において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による一般建設業又は特定建設業（土木工事業）の許可を有する者であること。
- (3) 本件入札の周知の日において、飯能市内に本店を有する建設業を営む者で、単体企業であること。
- (4) 市税（入札参加申込書の提出期間の最終日（以下「最終日」という。）までに納期が到来するものに限る。）の未納がないこと。
- (5) 本件入札の周知の日において、次に掲げる適性確認基準を満足する者であること。

項目	適性確認基準
格付	A・B・C
経営事項審査総合評定値 （土木一式工事）	500点以上
資本金	1,000万円以上
年平均の工事高（経営事項審査による。）	2,000万円以上
技術者数	監理技術者1人以上

配置予定技術者の工事の請負実績	250万円以上の公共工事（土木一式工事で内径200mm以上の下水道管布設工事を含むもの）を元請で施工した実績
工事成績（個別点）	工事成績評定65点以上

3 入札手続等

(1) 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、次に示す期間内に電子入札システムにより簡易公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）を提出すること。

令和6年5月9日（木）午前8時30分から

令和6年5月16日（木）正午まで

※やむを得ない事由により電子入札システムを利用できない場合は、紙入札申請書を上記期間内に持参または郵送により提出すること。

(2) 入札参加資格の有無の確認

飯能市建設工事請負一般競争入札等（事後審査型）試行要領に基づき開札後に確認する。

入札参加資格の確認は、落札候補者が書類の提出の指示を受けた日から2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に持参により提出すること。

なお、入札参加資格に適合しなかった場合は、指名を取り消すものとする。

○提出書類等

「簡易公募型指名競争入札（事後審査型）参加資格審査申請書（様式第4号）」（以下「申請書」という。）、「適性確認資料（様式第2号）」及び「飯能市簡易公募型指名競争入札に関する承諾書」（以下「承諾書」という。）を提出すること。（ただし、承諾書については、令和6年4月1日以後の簡易公募型指名競争入札に参加し、既に提出している場合は不要）。

本市発注工事以外の請負実績について提出する場合は、その技術者が従事した工事の請負金額、工事成績等を証明できる書類を添付すること。

(3) 公募のお知らせ等の交付及び場所

交付期間 令和6年5月9日（木）から令和6年5月16日（木）まで

交付場所 電子入札システム及び飯能市ホームページに掲載する。

(4) 入札執行等の日時

①入札書提出期間

令和6年5月28日（火）午前8時30分から

令和6年5月30日（木）午後1時00分まで

②開札日時

令和6年5月30日（木）午後1時00分以降

ただし、2回目以降の入札がある場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できないものにあつては、電話・郵送等）で案内する。

なお、2回目以降の入札書提出期間等の予定日時は次のとおりとする。

○再度入札書提出予定期間

令和6年5月30日（木）午後2時00分から

令和6年5月31日（金）午後1時00分まで

○再度入札書開札予定日時

令和6年5月31日（金）午後1時00分以降

※再度入札で落札者が決定しない場合は、当該入札を閉鎖し、入札価格の低位2者による見積提出の上、随意契約とする。

○見積提出予定日時

令和6年5月31日（金）午後2時00分から

令和6年6月3日（月）午後1時00分まで

※2回目以降はその都度通知する。

③入札場所 電子入札システムによる。

(5) 入札の無効

飯能市契約規則及び入札の心得の定めによる。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とし、この契約保証金に見合う履行保証保険に加入すること。

5 契約条項の閲覧場所

飯能市ホームページ

6 支払条件

支払条件は、前金払、中間前金払及び完成払とする。

7 調査基準価格及び失格基準価格

(1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定する。設定の詳細については、「飯能市調査基準価格及び失格基準価格の設定に関する基準」を参照のこと。

(2) 入札金額が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回った場合は、入札結果を保留し、飯能市低入札価格調査制度実施要領に基づき調査基準価格未満の入札者（以下「低価格入札者」という。）を調査した上で、落札者を決定する。

(3) 入札金額が失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回った場合は、失格とする。低価格入札者が低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときも同様とする。

(4) 低入札価格調査を経て契約した工事については、現場代理人と主任（監理）技術者の兼務を認めない。

(5) 低価格入札者は、低入札価格調査を辞退することができる。この場合、辞退した者は失格とするが、不利益な取扱いを受けることはない。

8 その他

(1) 予定価格、調査基準価格及び失格基準価格は、事後公表とする。

(2) 次のいずれにも該当し、本工事に対応する建設業法に規定された資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者として配置すること。

① 250万円以上の公共工事（土木一式工事で内径200mm以上の下水道管布設工事を含むもの）の経験を有すること。ただし、当該工事の経験は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

② 本参加申請日以前に、本工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

- (3) この工事については、技術リーダー制度を活用することができる。技術リーダーとなる者には過去5年間に(2)①の工事の経験が必要となる。活用する場合は、技術リーダー選任届を提出すること。
- (4) 配置予定技術者については、同一の技術者を他工事の配置予定技術者と重複して参加することも可とする。その場合、入札後に落札者となった場合は、他工事の入札についての辞退を認める。
- (5) 工事成績について、本市発注工事（同種工事）で過去1年間に参加条件の基準（成績評定）未満の点数があった場合は、参加できないこととする。
- (6) 仕様書、図面等については、この工事のお知らせと同時に市ホームページに掲載する。
- (7) 入札の執行等に関する詳細については、通常の指名競争入札の例による。
- (8) 参加申込みが1社の場合は、入札を執行しない。
- (9) 仕様書に関する質問は、電子入札システムにより行うこと。質問の受付期限は令和6年5月23日（木）正午までとし、回答は原則として5月27日（月）までに行う。
- (10) 本工事の契約締結後、以下の工事を随意契約で発注することとする。

工 事 名：岩沢北部地区双柳岩沢線道路整備工事（その2附帯工）

工事場所：岩沢北部土地区画整理事業地内外

工 期：令和6年6月下旬から令和6年12月下旬まで

工事概要：L=167m w=12m～15.5m

（予定）土工 一式、排水構造物工 330m

工 事 名：令和6年度岩沢北部土地区画整理地内配水管布設工事（第3工区）

工事場所：飯能市大字岩沢地内

工 期：令和6年6月下旬から令和6年12月下旬まで

工事概要：L=154.4m

（予定）ダクタイル鋳鉄管（GX形）φ100 L=154.4m

仕切弁φ100 8基 消火栓φ75 1基

本給水工

工 事 名：令和6年度下水道工事第3工区（岩北）

工事場所：飯能市大字岩沢地内

工 期：令和6年6月下旬から令和6年12月下旬まで

工事概要：下水道管渠布設

（予定）内径200mm管布設工（開削工） L=209.2m

組立1号マンホール設置工 6箇所

小型レジンマンホール工 2箇所 付帯工 一式

※令和6年度岩沢北部土地区画整理地内配水管布設工事（第3工区）の施工に当たっては、配管従事者として次のいずれかの条件を満たす者を配置すること。配管従事者の所属は元請、下請を問わない。

ア 公益社団法人日本水道協会の配水管工事技能者登録証「耐震継手」を所有すること（登録証が有効期限内であること。）。

イ 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会のJDP A継手接合研修会受講証「耐震管（φ450以下）」を所有すること（令和元年度以降に当該研修会を受講していること。）。

※問合せ先

契約検査課 契約・用度担当 TEL 9 7 3 - 2 1 1 1 内線 2 3 1